

令和8年9月

お客さま各位

東京シティ信用金庫

令和8年9月のeLTAX更改に伴うサービス停止について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、地方税共同機構から「令和8年9月のeLTAXのシステム更改に伴うサービス停止について」が公表されました。

サービス停止期間中は、eLTAXやeL-QRを利用した地方税の電子申告、電子納付などの手続きができないため、ご注意ください。

詳細につきましては、eLTAX 地方税ポータルシステムのホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/news/14857>) でご確認ください。

【サービス停止期間（予定）】

令和8年9月19日（土）0時～9月24日（木）8時30分

【サービス停止に伴い利用できない主な収納チャネル】

- ①当金庫のインターネットバンキングからの納付
- ②PCdesk や地方税お支払サイトからの電子申告・電子納付等（ダイレクト納付の期日指定納付は、9月19日（土）～23日（水）を納付日として指定することは不可）
- ③OSS（自動車保有手続きのワンストップサービス）による申告に伴う納付手続

以 上



サービス停止のお知らせ

eLTAXは利便性の向上を目指し、令和8年9月にシステムを更改します。
eLTAX更改に伴うサービス停止期間中は電子申告・電子納付等の手続きができません。皆様のご理解・ご協力をお願いします。



停止期間

令和8年9月19日(土) 0:00 ~ 9月24日(木) 8:30

令和8年9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

0:00
から

8:30
まで

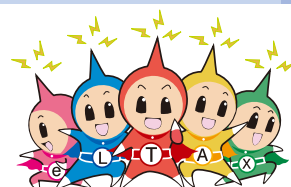
どんな手続きができなくなるの？

- ✕ eLTAXを利用した電子申告・電子納付等
- ✕ eL-QR・eL番号を利用したキャッシュレス納付
(地方税お支払サイト・スマホ決済アプリを利用した納付)
- ✕ OSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)を利用した電子申告に伴う電子納付

⚠️ ご注意ください

申告期限や納付期限が過ぎてしまうと
不申告加算金が課されたり
延滞金が生じたりする場合があります。
サービス停止期間を考慮した手続きを
お願いします。

「eLTAXサービス停止」に関するお知らせはeLTAXホームページをご覧ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp/news/14857>



● 令和8年9月24日以降 ●

eLTAXが便利になります

✓ サービス提供時間の拡大

24時間365日

電子申告・電子納付等が

できます! ※メンテナンス時間を除く



✓ GビズIDログイン機能の実装

事業者対象

eLTAX利用者IDとGビズIDを紐づければ

以後はGビズIDでログインできます!



地方税お支払サイトの名称が変わります

地方税以外の公金も納付できるようになるため ^{エル}**eLお支払サイト** に名称を改めます。

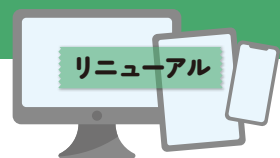
都道府県や市区町村から届く国民健康保険料・介護保険料・道路占用料等の納付書にeL-QRが
付いていれば ^{エル}**eLお支払サイト** からキャッシュレス納付できます。

ホームページをリニューアルします

「eLTAXホームページ」と「地方税共同機構ホームページ」を統合して
各種情報を分かりやすく提供します。

新 URL <https://www.lta.go.jp/>

※「地方税共同機構ホームページ」のURLに統合



?



PCdesk (DL版) を利用して給与支払報告書を
市区町村に提出しています。
eLTAX更改後も、これまでどおり提出できますか?

Q

A

eLTAX更改に伴いPCdesk (WEB版) の機能を拡充して
これまでPCdesk (DL版) のみで可能だった手続の一部を
PCdesk (WEB版) を利用する手続に変更します。
eLTAX更改後、給与支払報告書の提出にはPCdesk (DL版)
ではなく、PCdesk (WEB版) をご利用ください。



?



eLTAX更改前に都道府県や市区町村から届いている
eL-QR付き納付書は使えなくなるのでしょうか?

Q

A

使用いただけます。
eLTAX更改後に、都道府県や市区町村に再送を依頼する必要はありません。
納付期限までに納付してください。
ただし、eLTAX更改に関わらず、都道府県や市区町村が納付書の使用期限を
設定している場合があります。
納付書が使用できなかった場合は、納付書を発行している都道府県や市区町
村へお問い合わせください。

